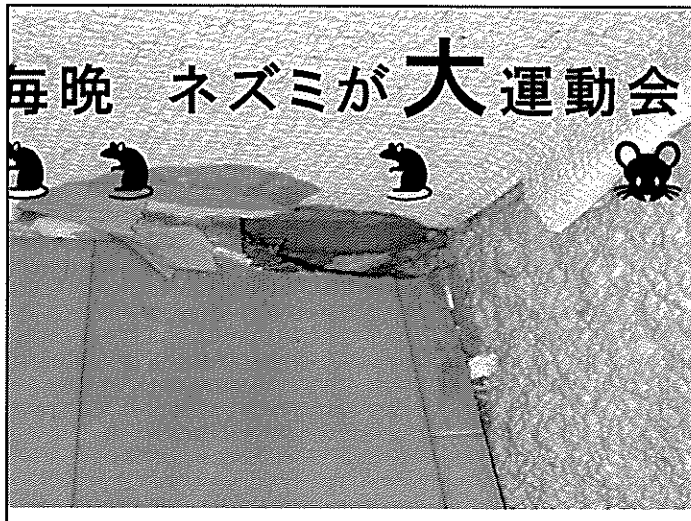


外国人からのSOS

- ・粉砕された寝正月
- ・最初はビビった
- ・やってみると 得意分野
- ・使用者を団体交渉の場へ
- ・資料請求



団結権を使った解決

- ・団体交渉を求める権利(憲法28条)
- ・使用者は拒むことができない
- ・拒むと不当労働行為(労組法7条)
- ・労働委員会から救済命令も可能
- ・損害賠償の請求も可能

団交へ引っ張り出せ！

- 退職強要をやめろ！
- 帰国の強要をやめろ！
- 交渉資料を出せ！
- 法令を守れ！

別の職場でも不当解雇！

1. ベトナム人、全員解雇！
2. 聴き取り調査
3. 重大な法令違反は？
4. 契約期間内の中途解除



異国の地で ストライキに 起ちあがった ベトナム人労働者



突然の光熱費の値上げ

- 7,000円の定額から
- 15,000円に引き上げ
- 実質 8,000円の賃下げ

- 業務連絡のためのLINE
- LINE上に抗議の声が上がり出す
- 明日の始業時、社長へ抗議しよう！
- 光熱費を、もとに戻して欲しい
- 合意できないなら、仕事はしない
- 社長「これはストライキだ！」
- スト後、光熱費は7,000円に戻る

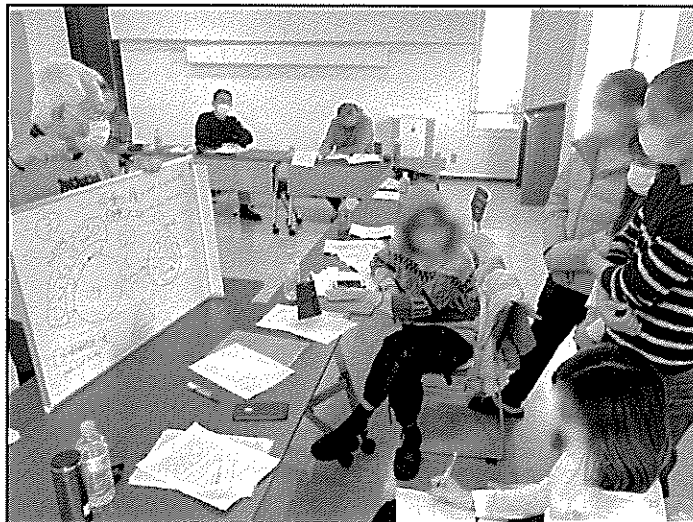
報復はじまる

- ・ストの首謀者は誰だ！
- ・社長への抗議行動で目立った労働者
- ・日本語ができる者
- ・皆の声をまとめて社長へ伝える
- ・4名へ計200万円の損賠

さあ、どうしよう！

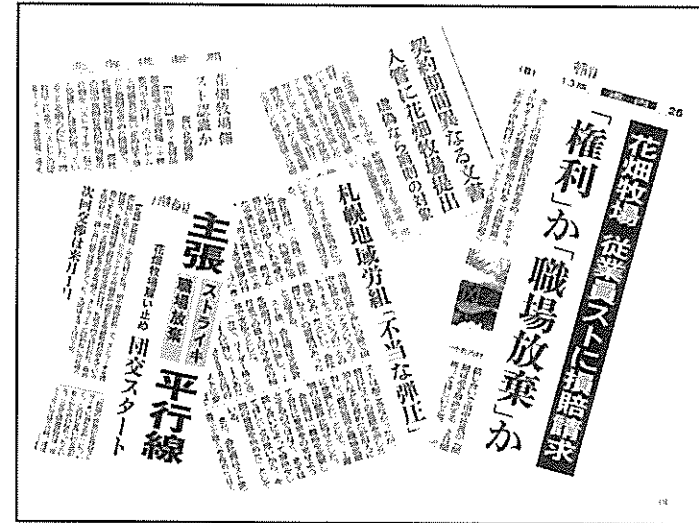
札幌地域労組へSOS

- ・以前助けたベトナム人を介し
- ・即、帯広へ向かう
- ・事情聴取
- ・持っている書類、全て点検
- ・違法行為の有無をチェック



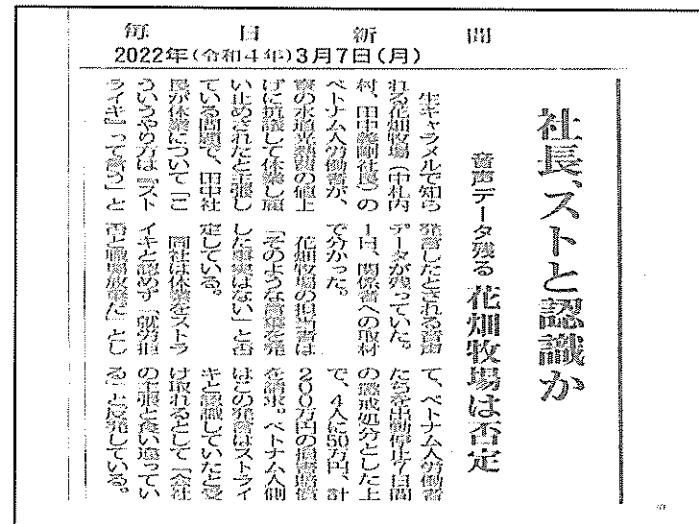
困難な点

- ・労働組合を結成する前の
団体行動権(スト権)行使は可能か？
労働運動的には、
「何ら問題ない」と言える
が、しかし……
- ・労働判例がほぼない
- ・労働法の専門家に密かに相談



ストライキの音源を公開

社長 ― 昨日、団体交渉するって聞いた
ベトナム人 ― 皆、解決出来るまで休む
社長 ― 給料出ないよ？いい？それでも？
ベトナム人 ― いいです
社長 ― 皆で仕事をしない
会社を困らせ
要求を実現する
これをストライキという



会社は、さらなる報復！！

- 3件の刑事告訴
- 名 誉 棄 損
- 信 用 棄 損
- 威力業務妨害
- 火に油

11

和 解 内 容(要旨)

1. 謝罪
2. 損賠請求&刑事告訴の取り下げ
3. 労働契約の合意解約
4. 解決金

12

勝 因

- 証拠を残せたこと
書面の保管、録音、ライン画面
- 諦めず、助けを求めた
- 団結権を行使したこと
 - ① 団 結 権
 - ② 団 交 権
 - ③ 団体行動権(スト)

13

